

市民から寄せられた御意見及び本市の考え方について

1 市民から寄せられた御意見の結果について

(1) 市民意見募集の実施期間

平成25年12月25日（水）～平成26年1月24日（金）

(2) 寄せられた御意見数

58件

(3) 御意見の内訳

基本理念に関すること	1件
重点目標に関すること	2件
施策の体系に関すること	4件
施策の柱に関すること	35件
推進体制に関すること	1件
関係機関との連携に関すること	3件
他計画との関連に関すること	1件
その他	11件

2 本市の考え方について

(1) 基本理念に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	自立は自らの努力によってのみ可能になるのではなく、住民の自治と行政や関係機関・団体の協働によって可能になる。こうした自治や協働により自立を支援することができる優しさがあるまちをつくり、誰もが地域で安心して暮らしていけるようにすることが必要である。	本指針の基本理念は、各区の地域実情に応じた主体的かつ創意ある地域福祉の取組を創出し、推進していくことを重視した2期目指針の理念を引き継ぐものとします。 また、これまで培われた地域の福祉力を礎（いしずえ）とし、困難を抱える人々を包み支え合い、また、積極的に地域の力となる人材を育成して、次代に引き継いでいき、「優しさのあふれるまちづくり」が広がっていくことを目指すものです。

(2) 重点目標①に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	重点目標のうち、「あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます」の中で、社会的孤立の後に生活困窮を加えてはどうか。	生活困窮者に係る支援については、ますます重要となっており、本指針の本文中において、生活困窮という文言を複数用いて、福祉的課題であるもの、というお示しをしております。

(3) 重点目標を推進する施策の方向に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	「基本理念」と「重点目標」を具体化する「体系Ⅰ～体系Ⅲ」の考え方を示せば、「施策の方向」は不要ではないか。	体系ごとの説明について、補足する必要があるため、施策の方向性から、体系についての考え方を示ししめてく方向で検討してまいります。

(4) 施策の体系Ⅰに関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	体系Ⅰの「協働を実現する仕組みと生活課題に対応する安全網の充実」のうちの「安全網」を「セーフティネット」と変更するべきではないか。	「セーフティネット」という用語が一般的に用いられていると考えられるため、「セーフティネット」という記載に改める方向で検討いたします。
2	体系Ⅰの柱立てを現状の①～⑤から、④⑤②③①と項目を組み立て直して、より分かりやすい流れにしてはどうか。	各柱の内容を踏まえ、項目立てを再検討し、理解していただきやすい並べ方に改めてまいります。

(5) 施策の体系Ⅰ柱①に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	コミュニティソーシャルワークは、テレビでよく取り上げられている。京都市でも取り入れてほしい。	施策の柱①「コミュニティソーシャルワークの強化・推進」を掲げ、ニーズに対応する制度がないような「制度の狭間の問題」、一人で複合的な課題を抱えているなどの支援が必要な方に、行政等の関係機関と地域との連携・調整を行い、適切な施策・サービスに結び付けていく支援員制度の導入の検討等、福祉的課題の支援機能を強化してまいります。
2	現行の行政組織が入りにくい、制度の狭間の問題等、専門的な知識、高い見識を持った民間人の活躍が期待される。地域福祉をその専門とする社会福祉協議会の職員に期待されている活動かもしれない。今後、その活動の強化・推進が図られるよう期待する。	

3	<p>近年、福祉現場は専門性の高い援助者による支援が中心となり、よりきめ細かい援助が可能となったが、一方で問題を総合的、包括的に解決するにはなじまないものとなった。これはともすれば支援に混乱をもたらし、同時に制度の狭間に陥ってしまった人には援助を届けられないという欠点を持っている。このため、現在の福祉現場の未熟点をレベルアップし、各機関の専門性を最大限に発揮させるには、事案全体を俯瞰し、問題点を仕分け、専門集団をコントロールし、とりわけ、地域との仲介を行う専門職が必要である。</p>	<p>施策の柱①「コミュニティソーシャルワークの強化・推進」を掲げ、ニーズに対応する制度がないような「制度の狭間の問題」、一人で複合的な課題を抱えているなどの支援が必要な方に、行政等の関係機関と地域との連携・調整を行い、適切な施策・サービスに結び付けていく支援員制度の導入の検討等、福祉的課題の支援機能を強化してまいります。</p>
4	<p>総合的に支援する仕組みにおいて、課題を抱えた人の実態把握、寄り添いながら支援の地域との連絡調整にあたるコミュニティソーシャルワーカーの配置が必要不可欠である。</p>	

(6) 施策の体系 I 柱②に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>民生・包括だけでは把握しきれないほど、課題を抱えている人は多い。社協や企業、老人福祉員等も加えてはどうか。</p>	<p>民生委員・児童委員、地域包括支援センターをはじめ、様々な支援機関もここには含まれ得るものと考えます。</p> <p>さらに、「5 関係機関との連携」において、支援の枠組みイメージの中で、具体的な支援機関の名称を記載しております。</p>

2	<p>65歳以上の独居の高齢者の方については、昨年4月から各地域包括支援センターの取組、高齢サポートによる定期的な家庭訪問が行われ、生活においての相談や様子の確認が行われていると考えるが、この1年間を振り返り、高齢サポートでできたことと不十分だったことを議論、検証することで新たな課題が見えてくることと思う。</p>	<p>地域包括支援センター（高齢サポート）職員によるひとり暮らし高齢者への訪問活動は、平成24年度から実施しており、その成果として、個々の高齢者の潜在的な支援ニーズを把握し、適切な個別支援（要介護認定の申請、医療機関の受診等）につなげていくことはもとより、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会をはじめとする地域の関係機関との情報共有、同行訪問などにより、地域の日常的な見守り活動の充実にもつながっております。</p> <p>平成24年度に一巡することで把握できた実態を踏まえ、面談に至らなかった方への訪問活動を優先的に実施しているところであり、引き続き、継続して実施することにより、見守りや支援が必要な高齢者の早期発見、早期把握に努めるとともに、地域の関係機関との連携をより一層深め、地域全体で高齢者を見守る地域のネットワーク構築を進めてまいります。</p>
3	<p>現在、地域における見守り活動が実施され、民生委員・児童委員や地域包括支援センター職員がきめ細やかなアウトリーチを展開されていると聞き及んでいるが、こういった方たちが活動しやすい土壌づくり、生活課題を抱える方々が「困っている」と声を出しやすい地域社会が望まれる。</p>	<p>支援が必要な方を早期に発見し、適切な福祉サービス等を受け、問題の深刻化を防ぐ、早期発見・早期対応に向けた仕組みを関係機関との協働により強化してまいります。</p>
4	<p>ひきこもりの若者の問題など、孤立して生活する家族の問題を可視化できるための、アウトリーチができる体制強化が必要と感じる。</p>	<p>京都市では、ひきこもりの若者を支援するため、平成22年10月から「子ども・若者総合支援事業」を実施しており、その中で必要に応じてアウトリーチ（訪問支援）にも取り組んでおります。</p>

5	<p>地域には、支援が必要な状態であるにもかかわらず、自ら解決したり相談することができず、問題が深刻化する事例も多い。平成25年度からは京都市が提供する要援護者名簿を活用した地域包括支援センターによる単身高齢者訪問活動とともに、地域では学区社会福祉協議会や民生児童委員協議会等の「地域における見守り活動促進事業」の充実、更には社会福祉協議会と連携した宅配事業者による重層的な見守りが始まった。このような地域のネットワークにより、支援が必要な人を早期発見する仕組みを強化して問題を深刻化させないことが重要である。</p>	<p>自ら相談ができない、頼るところがないことで、児童や高齢者・障害のある方への虐待など、様々な福祉的課題の引き金になってしまうおそれがあるため、施策の柱②「支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化」において、福祉的課題を抱える方が問題が深刻化する前に、早期発見し、早期対応につなげる取組を進めることを掲げております。</p>
---	---	---

(7) 施策の体系 I 柱③に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>区地域福祉推進委員会により、区域レベルの地域福祉が推進されているが、現行福祉団体だけでなく、NPOや大学からの積極的な参画があれば活性化すると思う。</p>	<p>区地域福祉推進委員会については、福祉的課題の多様化、社会情勢の変化や地域実情に的確に対応し、区域レベルの地域福祉を更に推進させていくため、機能の充実を図ってまいります。</p>
2	<p>地域福祉課題には、児童・高齢者・障害者とともに、若者の社会的排除の問題もある。</p>	<p>「5 関係機関との連携」において、引きこもりなどの社会的自立が難しい若者など、様々な生活上の課題を抱え、支援を必要とする住民に適切に対応するため、すべての人々が排除されないよう、社会全体で包み支え合い、共に助け合って生きていくという、「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」の考えに基づき、各地域における関係機関の連携、協働を引き続き進めることをお示ししております。</p>

3	<p>「ゴミ屋敷」や「若年性認知症」など制度の狭間問題や援助の拒否などの場合、その支援は福祉分野以外の関係機関も含めた総合的な対応が必要であり、これを可能とする公的な仕組みを構築し、支援していくことが必要である。このため、柱の名称をより具体的に「関係機関のネットワークと課題解決に向けた仕組みの構築」としてはどうか。</p>	<p>困難化する福祉的課題に対して、区域において、各分野の専門職による関係機関のネットワークによる総合力をもった円滑な支援ができるような仕組みづくりを進めます。柱の名称については、より具体的な表現とするよう、「関係機関のネットワークと課題解決に向けた仕組みの構築」に改める方向で検討してまいります。</p>
4	<p>現在、主に地域の関係者で構成されている区地域福祉推進委員会の構成を拡大し、他分野・多世代が出会い、交流する場として機能するように充実を図ってはどうか。</p>	<p>区地域福祉推進委員会については、福祉的課題の多様化、社会情勢の変化や地域実情に的確に対応し、区域レベルの地域福祉を更に推進させていくため、機能の充実を図ってまいります。</p>

(8) 施策の体系 I 柱④に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>高齢や障害等により判断能力が低下し、社会生活を営むことが困難な状況にある人であっても、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を利用することにより、その人の尊厳や権利を守りながら、その人らしく地域で暮らすことが可能となる。こうした権利擁護は、自立を支援する基礎となるものである。</p>	<p>引き続き、一人暮らしの高齢者の増加、認知症あるいは、障害のある方などが地域生活を安心して送っていただくため、成年後見制度の利用を促進するとともに、地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。</p>

(9) 施策の体系 I 柱⑤に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>要介護者の自立を支援を推進していくには、福祉事務所と区社会福祉協議会との連携による生活困窮者も含めたセーフティネット機能を強化していかなければならない。</p>	<p>福祉事務所と区社会福祉協議会で互いの制度理解を促進することで円滑な福祉サービスの実施に向けた取組をはじめ、課題の共有を図るなど、本市ならではのセーフティネット機能を強化してまいります。</p>

(10) 施策の体系Ⅱに関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	体系Ⅱの柱立てを現状の⑥～⑩から、⑥⑨⑧⑦⑩と項目を組み立て直して、より分かりやすい流れにしてはどうか。	各柱の内容を踏まえ、項目立てを再検討し、理解しただきやすい並べ方に改めてまいります。

(11) 施策の体系Ⅱ柱⑥に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	現在、地域福祉活動への関心の薄さや担い手の高齢化等により、担い手不足が指摘されており、関心を高めるための情報発信や新たな活動者の発掘のための取組がますます重要になっている。とりわけ「若い世代」が地域福祉に関心を寄せ、参加を促す取組を強化する必要がある。	施策の柱⑨「地域福祉活動の担い手の育成支援」において、幅広い世代が活動者となり得るよう、関係機関と連携し地域福祉活動の魅力を発信していくことを掲げております。
2	地域団体やボランティアが、高齢者や障害者、子育て世代等が地域で交流できるサロンなどの居場所や、より身近な「まちの縁側」の取組を進めていくためには、書類保管のためのロッカー置き場や打ち合わせ場所の提供など、積極的に地域に数多くの活動拠点を確保する方策を推進する必要がある。現在、学校施設の利用が中心となっているが、新設される福祉施設はもちろんのこと、既存の数多くの福祉施設においてもできる限り活動拠点の確保を要請する「ガイドライン」を策定して、活動拠点の確保の拡充とともに、福祉施設の社会貢献を促進してはどうか。	施策の柱⑥「地域における福祉のまちづくりへの取組支援」において地域住民の交流も含めた地域福祉活動に活用できるようなスペースの拡大に向け、関係機関との連携により、空き家等の社会資源の有効活用に取り組むことを掲げております。さらに、地域団体が利用できる拠点の確保支援に向け、既に地域団体等にスペースを提供している社会福祉施設の先行事例等を集約し、関係施設に提供することを検討します。

3	<p>福祉のまちづくりで気になるのは、「支援する側」「支援される側」が分かれて考えられていることだ。「支援される側」が「助けて」となかなか言えない状況がある背景には、支援する側の人が「助けて」と自分が言うてはならない。「助けて差し上げよう」という思いが強いからではないかと思う。この辺のステレオタイプを壊すまちづくりが求められていると思う。</p>	<p>本指針では、地域福祉の基本的な考え方として、誰をも包み支え合う「優しさのあふれるまちづくり」を目指しています。本指針の周知等により、支援者、被支援者も含め多くの方が関わり、地域をよりよくしようという機運の醸成を図ってまいります。</p>
4	<p>地域でのつながりを充実できるような取組の発展を希望する（孤立化の防止、居場所づくりなど）。</p>	<p>施策の柱⑥「地域における福祉のまちづくりへの取組支援」を掲げ、生活の場により近い地域で住民が集い、交流を広げ、孤立を防ぐ居場所（まちの縁側）の拡大に向けた取組を進めてまいります。</p>
5	<p>空間的な居場所に止まらず、例えば、伝統行事の催行、地場産業の労働などにみられる人の集まりである「時間的居場所」の必要性に言及してほしい。ここにはその街のアイデンティティを核としているからだ。自分の街が好きになる「仕かけ」を考えることが必要かと思う。</p>	<p>人と人とのつながりが希薄化しつつある状況において、居場所のみならず、地域ならではの催しなどにおける関わりが住民同士の連帯の強化にも結び付きます。本指針でも居場所の拡大とその発展に向け、多様な情報発信などにより、つながりづくりに向けた働き掛けを行ってまいります。</p>
6	<p>子育てサロンについて、多くは地域の人間で運営されており、専門知識をもった運営者がおらず、困難を抱えた親子がサロンへ来た時の接遇体制の問題がある。</p> <p>このため、例えば、サロンを二つに分離（専門家が常駐し、問題を抱えた親子を援助できる「中核的サロン」とそのサロンに繋げる「一般的サロン」（サロンのネットワーク化））とそれぞれのサロンへの質の異なった支援、すなわち、中核は専門職のバックアップを、一般には普通の運営支援を大学や行政等から行ってはどうだろうか。</p>	<p>子育てサロンの運営に対する支援については、京都市社会福祉協議会が「京都市子育てサロン等運営アドバイザー派遣事業」を実施し、本市は同事業に対する補助を実施しています。</p> <p>同事業は、専門知識を持った経験豊富なアドバイザーを子育てサロンに派遣し、必要な助言を行うとともに、新しいアイデアやユニークな取組等を行っている子育てサロンの情報を収集し、他の子育てサロンにそのノウハウを提供する事業です。同事業を通じて、接遇体制をはじめ、プログラムの策定方法や担い手の確保等、子育てサロンを運営するうえでの様々な課題の解決を支援しています。この取組を通して、子育て中の親の孤立化の解消、子育てに対する不安や負担感の軽減を目指しています。</p>

(12) 施策の体系Ⅱ柱⑦に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	自治会に属さない世帯や共同住宅の増加について。近隣の関係づくりが非常に重要であると、積極的にアピールするべきだ。	誰もが安心して快適に暮らすためには、地域における人と人とのつながりが重要であり、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づく、自治会・町内会加入啓発ポスターの掲示、チラシの配布等の取組を引き続き推進してまいります。
2	京都市コミュニティ活性化推進条例と推進計画を踏まえ、居住者同士や地域との関わりが薄い共同住宅におけるつながりや地域との橋渡しを支援する取組を進めていくべきではないか。	施策の柱⑦において、社会的に孤立しがちな共同住宅の単身世帯や子育て世帯等の新しい縁づくりを後押しする取組を推進していきます。

(13) 施策の体系Ⅱ柱⑧に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	生活困窮世帯の拡大や児童虐待について、町内、地域によって所得水準（平均）が違うため、抱えている課題が異なる。異なる課題を持つ町内やNPOなどが活動の情報を交換し、協力・連携を探る機会があれば、そこから建設的な提言も生まれるのではないか。	施策の柱⑧「地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり」において、地域福祉活動をするうえでの多様な出会いを生み出し、福祉的課題への支援を模索されている団体の新たな起点にしていけるような取組を図ってまいります。
2	重要な点だと思う。形式的な集まりではなく、具体的な成果を得られる仕組みづくりを期待する。	

(14) 施策の体系Ⅱ柱⑩に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	大学や大学生などが地域福祉の担い手となっていくことは有効と思う。ただし、「元気な」学生ばかりに期待するというより、課題を持った学生にとってのゆるやかな社会参加の機会として、地域活動の場が生かせるようになればと考える。	施策の柱⑩「地域福祉活動の担い手の育成支援」において、幅広い世代が活動者となり得るよう、関係機関と連携し地域福祉活動の魅力を発信していくことを掲げております。

2	<p>大学との関わりが必要。もっと行政から大学に働き掛けてくれば、大学も動くのではないか。現状は、一部のゼミや学生が頑張っている印象がある。</p>	<p>施策の柱⑩「京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開」を掲げ、本市から大学に積極的に地域福祉の重要性をPRするなど、大学との協働を進めてまいります。</p>
3	<p>大学をドロップアウトした若者や社会的孤立をしている若者への地域福祉の視点が見えない。どうか、元気な若者だけではなく、しんどい状態にある若者にとっても、社会参加の場となり得る取組を期待する。</p>	<p>京都市では、ニート、ひきこもり、不登校等、困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う「子ども・若者総合支援事業」及び若者の職業的自立支援を行う「京都若者サポートステーション事業」において、積極的に大学等と連携を図るとともに、NPO等民間団体や市内7箇所の青少年活動センター等との連携の下、社会参加に向けた居場所事業等に取り組んでおります。</p>
4	<p>学区社協等との協働により大学や学生が地域の高齢者との交流やサロンの運営をはじめ、様々な取組が広がっており、こうした協働の取組をさらに広げるため、取り組みの紹介や地域との橋渡し等の支援を行うとともに、災害時のボランティア登録の協力などの検討を進め、京都ならではの地域福祉活動を進めていくことが重要だ。</p>	<p>施策の柱⑩「京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開」を掲げており、引き続き大学との協働を進め、京都の特性を活かした地域福祉活動の展開を図ってまいります。</p>

(15) 施策の体系Ⅲに関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>要援護者という表現が分かりにくい。</p>	<p>体系Ⅲにおける本文中においては、要援護者という表現から、配慮や支援が必要とする意味を幅広く表す「要配慮者」に改める方向で検討いたします。また、体系Ⅲ以外の本文においては、要援護者に代わる表現方法について、検討してまいります。</p>
2	<p>体系Ⅱの柱立てを現状の①～④から、②③①④と項目を組み立て直して、より分かりやすい流れにしてはどうか。</p>	<p>各柱の内容を踏まえ、項目立てを再検討し、理解していただきやすい並べ方に改めてまいります。</p>

(16) 施策の体系Ⅲ柱①に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>「地域における見守り活動促進事業」等の取組を進めるとともに、把握した情報を基にした実践的な安否確認や避難所運営訓練等を平常時において全学区で取組を進めていくべきだ。</p>	<p>関係機関との連携の下、引き続き名簿掲載に係る対象者からの同意取得活動を推進するとともに、関係機関等の継続的な訪問活動の実施により、平常時の安否確認等に繋げてまいります。</p> <p>また、避難所運営訓練については、平成24年度から、学区の防災訓練において実施しているところです。要配慮者に対する支援のあり方については、各関係機関、学区等の取組状況をまとめ、検討してまいります。</p>

(17) 施策の体系Ⅲ柱②に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>発災時に一般避難所での受入が困難な重度の高齢・障害者等要援護者の福祉避難所は、現在163箇所にとどまっており、重度の方を受入れるには不足しているため、その設置拡大を進める必要があるのではないか。</p> <p>また、重度の方が一般避難所から福祉避難所に移るという前提は、当面の措置としてはやむを得ないと考えますが、施設と身近な地域における受入の協定が増加しており、施設・受入者双方にとっての負担感の少ないことに配慮して、特に重度者については個別避難計画の策定を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>福祉避難所の事前指定につきましては、今後も、「京プラン実施計画」に掲げる福祉避難所の指定に係る200箇所（概ね小学校区に1箇所）の目標を早期に達成するために、未指定学区を中心に事前指定先の更なる拡充を図ってまいります。</p> <p>また、個別避難支援計画につきましては、実現に向けての条件整備に当たる取組として、「地域における見守り活動促進事業」及び「福祉避難所の事前指定」を昨年度から実施しているところであり、これらの取組において生じている課題（同意率の向上、福祉避難所の拡充、受入調整のルールづくり等）の解消を図りつつ、関係部局とも連携のうえ、今後、必要な調整を行ってまいります。</p>

(18) 施策の体系Ⅲ柱③ に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	地域における見守り活動促進事業を通じた要援護者の継続把握がよいと思う。なぜなら、地域における見守りをする活動をする、一人暮らしの人がどんな状態か、よくわかってくるからだ。例えば倒れていないかよくわかって、地域の人がお互いに助け合うことができるし、これは本当によい考えだと思う。	引き続き、地域における見守り活動促進事業を展開することにより、一人暮らしの高齢者や障害がある方など、日頃から状況を把握し、災害時や緊急時の迅速な対応に結び付けてまいります。
2	「地域における見守り活動促進事業」等によって要援護者の日常的な把握が可能となったが、見守りの同意取得はなかなか進んでいない状況にある。この取組を継続するとともに、すでに地域で把握している情報やつながりも活用した把握を進め、災害時の要援護者支援につなげるべきではないか。	「地域における見守り活動促進事業」の同意取得については、関係機関の戸別訪問により、丁寧に同意取得を進めております。今後は、訪問活動の継続的な実施により、地域で支援を必要とされる方の具体的な把握を進め、災害時等への支援に繋げてまいります。

(19) 施策の体系Ⅲ柱④ に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	区災害ボランティアセンターは災害時のボランティア調整のみならず、見守り名簿を基にした地域における災害時の要援護者の支援等、防災・減災の取組支援も行っていくことが重要である。	体系Ⅲ柱④におきまして、「区災害ボランティアセンターの運営体制の支援」を掲げており、設置・運営マニュアルを活用した実践訓練を継続実施するなど、ボランティアの活動拠点となる区災害ボランティアセンターの実効性を最大限に高めるとともに、要配慮者への支援など、その機能の充実を図っていきます。

(20) 推進体制（地域福祉専門分科会） に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	ぜひ、若い世代からメンバーに入り、積極的に発言できる仕掛けが必要と思う。	本指針の取組を進めていくうえで、地域福祉専門分科会も含め、本市の地域福祉の推進体制の充実・強化を図ってまいります。

(21) 関係機関との連携に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	「社会的包摂」の実現に関係機関との連携は必須となる。イメージ図にある各機関に期待するとともに、各機関が本人にとって、何が有効かわかりやすく打ち出されることを望む。	「5 関係機関との連携」においてお示ししている支援機関等がそれぞれの取組を通じて、生活上の課題を抱えている方をはじめ、誰もが住み慣れたところで暮らし続けることができる地域づくりを進めていきます。
2	“社会的自立が難しい若者”も含めた社会的包摂の提起は、とても適切な指摘と考える。ひきこもりの問題が、30代からさらに遷延化している中、当事者の“負担”とともに社会的な負担も増していく懸念がある。まさに、地域コミュニティにとっての課題だと考えるし、そうした若者が被支援の立場だけでなく、支援する側にまわるような取組や仕掛けが、この課題の解決に向けて大きな視点となると思う。	京都市では、ニート、ひきこもり、不登校等、困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う「子ども・若者総合支援事業」に取り組んでおり、本事業を推進するために設置した教育、福祉、保健、医療、雇用等の関係機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」の果たすネットワークとしての役割は重要であると考えております。 また、「被支援者を支援する側に」という点につきましては、平成25年度の新たな取組として、ひきこもり経験者の方と共に支援に取り組む「ピアサポーター養成・派遣事業」をNPOとの協働で進めているところです。

(22) 他計画との関係に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	ユースアクションプランとの関連づけはどうか。	「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン—第3次京都市青少年育成計画—」は、ユースサービス（青少年の自己成長の支援）を基本理念に、青少年が社会を形成する主体としての活動促進や、ひきこもりや不登校といった、社会生活を円滑に営むうえでの困難な課題に直面する青少年の状況に応じた総合的な支援に取り組んでいくものであることから、社会的孤立を防ぐことを重点目標に掲げる本指針とも関連するため、イメージ図の中に盛り込むことを検討します。

(23) その他に関すること

	意見の概要	本市の考え方
1	次期指針の成果を上げるには、今の自治会組織では難しいと思われる。全市的に今の自治会組織を充実したものにし、行政のよりよい指導をお願いしたいと思う。	地域コミュニティの核は自治会・町内会であることから、総合相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」を中心に、自治会・町内会に対する助言、情報提供、活動助成等に取り組んでおり、引き続き、自治会・町内会の運営改善や活性化を支援してまいります。
2	全体的に障がいがある方への支援についての記述が少ないように思う。	指針本文中にある「支援が必要な方」、もしくは「要配慮者」という文言には、「障害がある方」も含まれているため、障害のある方への支援の必要性を一定、お示ししております。
3	認知症の問題（本人、家族の支援、若年性認知症）について取組をすべきではないか。	本市では、地域における医療・介護等の関係機関との連携体制構築に向けた取組支援及び認知症についての市民啓発を行うことにより、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進めており、保健・医療・福祉が連携し、地域で支え合うまちづくりを引き続き推進します。
4	現支援者が要支援者の予備軍となる可能性も高い。次世代の支援者を育てることは必要だ。福祉系学校、大学にボランティア単位なるものを必須単位とし、また各大学も加算単位扱いとし定着してもらいたい。各学校、大学において福祉の捉え方も知りたい。	施策の柱⑨「地域福祉活動の担い手の育成支援」において、幅広い世代が活動者となるような仕組みを充実させるとともに、施策の柱⑩「京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開」で、大学への地域福祉の重要性を働き掛けてまいります。
5	地域福祉の考え方や大切さが、まだまだ市民に伝わっていないと思う。当指針の考え方が市民に伝わるように、その書きぶりも含めて工夫していただければと思う。	多くの市民の方に本指針の目指す内容を知っていただけのように、周知・啓発に努めてまいります。
6	高齢者、要援護者、児童など弱者と言われる人について、社会とのつながりが特に希薄で国が進める地域での見守り、声かけ、支援が大切だ。自分達は年齢に関係なく、元気な人は弱者の手助けの担い手になってほしいとの視点で、活動を進めているし、社会全体が目指す方向だと思っている。改定版の周知をお願いしたい。	

7	<p>地域福祉の観点から、地域ごとに密接なつながりがあることは望ましい。ただ、各々がどの程度のつながりを望むのか、人との距離の取り方が多様な社会だからこそ難しい。単身の高齢者や若年層も定期的に誰かと会話ができる生活があれば、困ったときに自分以外の誰かに相談する気持ちが生まれるのではないかと考える。</p>	<p>本指針では、重点目標にあらゆる力を結集して社会的孤立を防ぐことを定め、具体的には、住民同士のつながりや交流の拡大を図るための取組も掲げています。近隣の方に困りごとなどを伝えやすいような福祉のまちづくりを進めてまいります。</p>
8	<p>改定に当たり、2つの具体的な重点目標を掲げられたことにより、現行指針の4つの推進目標を総花的に掲げていたことに比べ、より現実味のある指針となったと思う。ただし、冊子の作について、項目が並列的に並んだ番号割になっており、少し読みにくさを感じた。</p> <p>各項目の前にたとえば大項目、中項目等と「章」を設けられ、レイアウトの工夫があればより分かりやすくなると思う。</p>	<p>本指針の発行に当たっては構成を再検討し、誰もが見て分かりやすい表現になるよう努めてまいります。</p>
9	<p>今後、少子高齢化が進む社会において、稼働年齢層の就業状態は厳しい環境（就業形態の多様化、低賃金等）におかれ、地域とのかかわりが薄れる一方で、また雇用主と労働者との関係も希薄化している状態（非正規雇用の増大）が懸念される。過去、福祉の問題は特別な状態にある方であったのが、今後、誰にでも起こりうる一般的な社会問題になることも想定されるが、地域福祉に関われるいわゆる担い手の不足も大きな課題と考えられる。</p> <p>少なくとも、福祉に携わる方の就労が支えられるよう、その処遇の改善が求められると思う。</p>	<p>これまで培われた地域の福祉力を礎（いしずえ）とし、困難を抱える人々を包み支え合い、また、積極的に地域の力となる人材を育成して、次代に引き継いでいき、「優しさのあふれるまちづくり」が広がっていくことを目指してまいります。</p> <p>施設等の福祉職員の処遇改善については、国等の動向・施策も踏まえながら、適切な対応がとれるよう検討してまいります。</p>

10	<p>守秘義務を課されている民生委員、そして老人福祉員には、見守りのため こういふ情報を開示している等の周知、仕事内容のPRが必要ではないか。理解が広がることで、災害時の安否確認を含めた活動も円滑に行える。</p>	<p>民生委員・児童委員の役割、活動を広く理解していただけるよう、周知・啓発を図ってまいります。</p>
11	<p>次期指針は、問題対応型として推進してほしい。地域福祉が全ての人が共生する社会を目指すものとして、障害がある方への差別、社会的排除とは何か、合理的配慮の大切さなどが市民にも周知され、地域で情報が共有されることが必要だ。積極的に地域の中で暮らしていくことが、孤立を防ぐことにつながると思う。</p>	<p>誰もが暮らしの場である地域で安心し、孤立しないように社会的包摂等、地域福祉の考え方を含めた本指針の周知・啓発に努めてまいります。</p>